



平成 30 年 3 月 9 日
午後 4 時 30 分 発表
第十管区海上保安本部
第十一管区海上保安本部

奄美大島等漂着の油状の物の分析結果について（第3報）

1 海上保安庁においては、1月28日に鹿児島県宝島で油状の物を確認して以降、現在まで油状の物が漂流・漂着した22島（鹿児島県17島・沖縄県5島）で採取したサンプル等を分析しました。

2 これまでの分析の結果、いずれもC重油相当の油又は原油相当の油であることが判明しました。

また、以下の7島に漂流・漂着した油状の物は、1月17日にS号沈没位置付近海面に浮流している油とそれぞれを構成する成分や、その成分の比率が類似していることが判明しました。（別図参照）

- 鹿児島県5島（口永良部島・口之島・悪石島・沖永良部島・与論島）
- 沖縄県2島（沖縄本島・伊平屋島）

3 海上保安庁としては、上記のとおり油状の物が漂流・漂着した島のうち、約500キロメートルに渡り広範囲に点在する7島で採取した油状の物について、S号沈没位置付近の浮流油との類似性が認められたことに加え、

- 1月14日にS号が沈没以降、短期間で広範囲に油状の物が漂着していること
- 各島及びS号沈没位置周辺海域において、沈没事故等に係る情報もなく、他に浮流油等を認めていないこと

また、一般的に季節風（北寄りの風）、黒潮の流れといった気象・海象の影響を受ける可能性を総合的に勘案すれば、鹿児島県及び沖縄県の島に漂流・漂着した油状の物は、SANCHI号の沈没事故によるものと考えることが合理的であると認識しております。

油状物の漂着及び分析状況について

島名：海上保安庁による漂着確認箇所
(確認月日)

島名：上記漂着確認箇所のうち、S号
沈没付近の油(1月17日採取)と
類似する油が確認された箇所

